

# 試験問題

事業者名:

役 職:

氏 名:

## 【正誤問題】

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

1.	一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。	×
2.	国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の拘禁刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過している者であるとき、許可をすることができる。	×
3.	一般貸切旅客自動車運送事業者は旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。	×
4.	一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の許可を受けなければならない。	×
5.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、いかなる場合であっても、運送の引受け又は継続を拒絶・制限をしてはならない。	×
6.	一般貸切旅客自動車運送事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。	○
7.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれかがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。	×
8.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。	○

<p>9. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任したときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p>	<p>×</p>
<p>10. 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。</p>	<p>○</p>
<p>11. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に利用させてはならないが、事業を貸し渡してもよい。</p>	<p>×</p>
<p>12. 一般貸切旅客自動車運送事業者が死亡した場合、相続人が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときには、被相続人の死亡後六十日以内に、認可を受けなければならないが、申請をした場合は被相続人の死亡の日からその認可があった旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした一般旅客自動車運送事業の許可はその相続人に対してしたものとみなされる。</p>	<p>○</p>
<p>13. 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p>	<p>○</p>
<p>14. 事業用自動車を使用するものは、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。</p>	<p>○</p>
<p>15. 一般貸切旅客自動車運送事業者の事業計画には、配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量を記載しなければならない。</p>	<p>×</p>
<p>16. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の三十日前までに運賃及び料金設定(変更)届出書を提出しなければならない。</p>	<p>○</p>
<p>17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。</p>	<p>○</p>
<p>18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受した場合は、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、運賃及び料金の額を記載した運送引受書を交付した場合は、この限りでない。</p>	<p>×</p>

<p>19. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。</p>	×
<p>20. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求めなければならない。</p>	○
<p>21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。</p>	○
<p>22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において一年間保存しなければならない。</p>	×
<p>23. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに、運行の開始及び終了の地点並びに日時、運行に際しての注意箇所の位置など、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に適切な指示をし、携行させなければならない。</p>	○
<p>24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかななければならない。</p>	○
<p>25. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗客に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。</p>	×
<p>26. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。</p>	○
<p>27. 一般貸切旅客自動車運送事業者は毎事業年度の経過後に輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。また、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。</p>	○
<p>28. 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者が運行管理者資格者証の返納を命ぜられた場合、その日から二年を経過した者であれば、事業者の運行管理を補助する者に選任することができる。</p>	×

29. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。	○
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎年5月31日までに原価及び安全コスト額を把握するための原価報告書を提出しなければならない。	×
31. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、原則、旅客は乗車券を所持せずに乗車できない。	○
32. 自動車運送事業の用に供する自動車は三ヶ月ごとに定期点検整備を行わなければならない。	○
33. 旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき一般貸切旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)に「事業用自動車に係る情報」は定めがない。	×
34. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は18時間とすること。	×
35. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。	○

**【選択問題】**

次の法令の( )にあてはまる言葉を下から選び、記号を入れて下さい。

36. 「旅客自動車運送事業」とは、( )に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

ア. 自己の目的    イ. 他人の需要    ウ. 自治体等の要請

イ

37. 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年( )までに届け出るものとする。

ア. 3月31日    イ. 5月31日    ウ. 7月31日

ウ

38. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して( )間保存しなければならない。

ア. 一ヶ月    イ. 六ヶ月    ウ. 一年    エ. 三年    オ. 五年

ウ

**【筆記問題】**

39. 道路運送法第7条第3号に規定する「密接な関係を有する法人」の具体例を1つ記入してください。

親会社、子会社、グループ会社 等

40. 事業者が提出する事業報告書は、次に記載するとおりです。  
( )にあてはまる語句を記入してください。

- ・事業概況報告書
- ・( )
- ・貸借対照表
- ・一般旅客自動車運送事業損益明細表
- ・一般旅客自動車運送事業人件費明細表

損益計算書